

Title	Christof Dipper: "Der Deutsche Widerstand und die Juden" in: Geschichte und Gesellschaft Jq. 9 H. 3(1983), S.349-380.
Sub Title	
Author	原, 信芳(Hara, Nobuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.2/3 (1986. 1) ,p.148(262)- 151(265)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860100-0148

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Christof Dipper;

„Der Deutsche Widerstand und die Juden“

in: *Geschichte und Gesellschaft* Jg. 9 H. 3

(1983), S. 349-380.

原 信 芳

一九八四年は七月二〇日事件から四〇年目にあたる。その一、二年前からこの年にかけて西ドイツでは、抵抗運動関係の研究書、論文、伝記、回顧録、史料集と解説などが続々と出版され、あるいは絶版になっていた旧著が新しく刊行された。学問的なものからジャーナリスティックなものまで含めて、西ドイツの出版界はちょっとした抵抗運動ブームだった。

その中から、表題論文を敢てここに紹介するのは、まずそのテーマの珍しさによる。これまでのドイツ内外の抵抗運動研究を通じて観すれば、軍部、官僚、知識人、教会、労働者、学生など様々なグループや個人の反ナチ運動がとりあげられてきたことがわかる。しかし、抵抗運動のユダヤ人政策がまとまって論じられることは稀であった。さらに、抵抗運動の最終目的はナチ体制の清算にあったのだから、ナチスの最大の被害者であるユダヤ人を、彼らがどのように考えていたのかという問題は、ドイツ抵抗運動の性格とも係ってくる重要なテーマであると思われる。筆者の言葉を借用すれば、ドイツ抵抗運動の意味を考察する上で „Gret-

chenfrage“ なのである。そのテーマの特殊性とともに、この論文を紹介する所以である。

なお、筆者はトリアー大学歴史ゼミナル私講師であり、この論文は、一九八〇年に筆者が同大学で行なったハビリタツィオン講演が下敷きになっている。また、ここでいうドイツ抵抗運動とは、保守派による反ナチ運動のことである。以下、本論文の内容を要約する。

ディッパーは、この論文で(1)第三帝国のユダヤ人問題に対する言明はいつ為されたか、(2)その内容はどのようなものであったか、(3)ドイツ抵抗運動はユダヤ人問題にいかなる見通しをもっていったか、の三点を主な考察の対象とする。

ナチス政権のユダヤ人政策は、一九三三年四月一日のユダヤ人商店排斥から始まった。この当時、ドイツの自由主義者も、社共両党も、ナチスのユダヤ人政策を誤認した、と言うよりは、それを甘く見ていた。左翼の亡命者でさえ、一民族全体が生存の危機に晒される人種論的反セム主義の本質を理解できなかったのである。一方、一九三八/三九年にかけて、ナチスのユダヤ人政策は、これまでの「闘争の象徴」から「最終目的」へと、「公権剝奪」、「追放」から「絶滅」へと飛躍していった。一九三八年一月には、「水晶の夜」と呼ばれた大規模なユダヤ人迫害がおこった。さらに、第二次世界大戦の開始と同時に、ポーランドや東部戦線で、ユダヤ人の大量虐殺が現実のものとなった。この事実は隠蔽されていたが、保守派の反ナチ派の一部は、ユダヤ人問題の「最終的解決」(Endlösung)に関する情報を入取していたも

のと思われる。モルトケ伯は、一九四一年一月二日に、妻に「新しい、恐るべき命令が下されようとしている」と告げているが、これは、ナチスがユダヤ人問題の「最終的解決」について包括的な計画を打ち合わせたヴァンゼー会議（一九四二年一月）に関連した言及と思われる。そして、一九四一／四二年の冬にドイツ外務省では、ユダヤ人虐殺のために編成されたSS特殊部隊に関する情報が回覧されていた。その他、ハッセルの日記（一九四一年一月一日）、ゲルデラーのクルーゲ元帥あて書簡（一九四三年七月）も、ユダヤ人の大量殺害について触れている。しかしながら、抵抗運動のユダヤ人問題に対する動きは鈍い。東部戦線におけるSSの蛮行は、倫理的観点や外交的配慮から、彼らの反ナチ運動を促すきっかけの一つを与えたが、これを過大評価してはいけない。東部戦線のドイツ軍将校の中には、トレスコウやグロースクルトのように、SSのユダヤ人虐殺を憤り、これを止めさせる努力をした者もいたが、多くの軍人はそれを見ても振り回したのである。ドイツ軍の将官たちは、ユダヤ人虐殺はSSの行為であるとして責任を回避し、事なかれ主義に終始した。

それではドイツ抵抗運動は、ユダヤ人問題の解決をどのように考えていたのだろうか。抵抗運動の初期、一九三八―四〇年までは、ドイツのユダヤ人の将来の運命に関する彼らの言明は伝えられていない。一九三八年までは、保守的反ナチ派の代表者たちも、官僚主義的、疑似合法的なユダヤ人からの公権剝奪を容認していたらしい。クライザウリサークルの議論でも、ユダヤ人問題はさき程重大なテーマとしてとりあげられなかった。一九四二年五

月（筆者は四三年としているが、これは四二年の誤記であろう）、ドイツ福音教会のシェーンフェルト師が、ストックホルムで、イギリス人の友人チチェスターの主教ベル師に伝えたところによると、モルトケ伯（クライザウリサークルの中心人物の一人）のユダヤ人問題についての見解は、次の二点にとどまる。ユダヤ人は強奪された財産の返還とドイツ国内における「適正な状態」(decent status)を保証される。全ての諸国民は、ユダヤ人問題の包括的解決に協力する。また、クライザウリサークルの人々は、基本的人権を尊重したし、一覚書の中では、人種差別的諸措置の廃止を決めたりした。しかし、それにもかかわらず、彼らは依然として伝統的、キリスト教的ユダヤ人概念に拘束されていたので、ユダヤ人の完全な解放にはなかなか踏み切れないでいた。

クライザウリサークルよりも、ゲルデラーの方がユダヤ人問題により大きな関心をもっていた。彼はユダヤ人政策を、緊急措置と長期的解決の二つに分けて展望した。まず緊急措置として、食料、住宅、電話制度あるいは文化活動、保健衛生などについてユダヤ人に課されている制限をとり除く。そして、ゲットーは解放される。長期的解決策としては、カナダか南アメリカに国際的な協力の下で、ユダヤ人国家を建設することとした。ゲルデラーは、これによってユダヤ人がドイツから自動的に移住することを望んだのである。他方、彼は次のようなユダヤ人はドイツ市民として認めた。(1)第一次世界大戦従軍者、(2)一八七一年以前にドイツ市民権を取得した者、(3)洗礼が文書で証明されている者、(4)キリスト教の信仰告白をした異宗徒間結婚の子孫。しかし、ユダヤ

人の大多数は、居住の自由や職業選択の自由が制限されていたし、結婚も差別的であった。例えば、ユダヤ人と結婚したドイツ人女性は国籍を失なうものとされた。逆の場合は、孫がようやく市民権を得ることになっていた。

筆者は、抵抗運動のユダヤ人観を知るために、ナチス側の資料にも目を向ける。七月二〇日事件に関するカルテンブルンナー（国家保安本部長）のヒトラー、ボルマンあての報告書がそれである。このいわゆるカルテンブルンナー報告によると、レーンドルフ伯、ベルトルト・V・シュタウフェンベルク伯、ポピッツ、ユクスキュル伯ら抵抗運動の領袖は、反セム主義を隠していない。さらに、抵抗運動者の多数意見は、人種思想は必要なものと考ええていた（この点、モルトケ伯は人種思想そのものは否定していた）。陰謀者たちは、基本的には反セム主義を肯定していたが、部分的には人道主義的動機から、部分的には外交的配慮から、反セム主義の貫徹には反対した、と秘密警察が断定するとき、それは必ずしも誤りではなかった。

最後に筆者は、ドイツにおける広範囲な反ユダヤ的土壌を簡単に説明し、そのような風潮の中では、抵抗運動の反セム主義的傾向も不自然なものではなかったことを示す。ワイマール共和国時代に大衆の不満が次第に反セム主義と結びついていった。ちなみに、各政治勢力のユダヤ人政策を要約すると、共産党Ⅱ反セム主義とは無縁であったが、戦術的な理由から、ユダヤ人の幹部を削減したりした、社民党Ⅱユダヤ人に偏見はないが、同党支持者に広がる否定的ユダヤ人像を過少に評価した、民主党Ⅱ中道政党の

中では、はじめはユダヤ人の政治的代表者とみなされたが、一九三〇年に、突然反セム主義的団体と提携したことによって、ユダヤ人票を三分ノ二失なった、中央党Ⅱカトリック教義に従って人種論を否定した、人民党Ⅱ共和国末期には、上層部が同党支持者の国粹主義的傾向に屈服した。右翼政党、右翼団体は、ナチスのみならず全て強力に反セム主義的であった。全ドイツ連盟は一九二八年以来、ユダヤ人を法的に隔離し、ユダヤ人であることの目印に黄色い星をつけさせることを要求していた。ただ、右翼諸派の反セム主義にも多少のニュアンスの相違はあって、例えば、貴族主義的な貴紳クラブは、プロイセンのユダヤ人貴族は仲間として認めた。いずれにしても、ドイツ極右派の人種論的反セム主義の成分は、ナチスに新しくみられるものではなく、一九世紀末以来形成されてきたものであった。国防軍もまた、反セム主義に染まっていた。フリッチュ上級大將はヒトラーによって罷免された後になっても、彼のユダヤ人政策は支持したくらいである。このような国防軍の体質が、東部戦線や東部占領地におけるSSやSDのユダヤ人絶滅政策を助長することになったのである。

モッセ (Mosse, George) は、「国家人民党と鉄兜団が政権をとったとしても、おそらくユダヤ人は公的生活と自由職業から締め出され、彼らの公民権は制限されたであろう。彼らの生活は多分、一九三三―三八年までのナチス時代のユダヤ人の生活と同じようにみえたにちがいない」と述べているが、このように限定された差別状態ならば、それは後のドイツ抵抗運動のユダヤ人政策と一致していると言ってよいだろう。保守派抵抗運動の国家像、

社会像は反近代的な性格をもっていたし、彼らの対外構想、就中東方外交はヴィルヘルム時代の権力政策の方向をとっていた。こうした環境にあつては、反セム主義的偏見は日常的であつた。従つて、ヒトラーの保守派の同盟者たちが、彼のユダヤ人政策を基本的には支持していたとしても、驚くべきことではない。しかし、全ての政策が過激化した一九三八/三九年が転回の年となつた。保守派抵抗運動のキリスト教的、保守主義的特性をもつた反セム主義は、ナチスの人種論的ユダヤ人絶滅政策とは対立するものだからである。そのような意味では、第三帝国のユダヤ人政策は、ドイツ抵抗運動の成立に一つの役割を果したと言えるだろう。

以上、表題論文をまとめたように、保守派抵抗運動はユダヤ人問題に熱心にとり組んだとは言えないし、彼らもまた反セム主義的偏見から自由ではなかつた。しかし、彼らはナチスのユダヤ人絶滅政策には反対した。なぜならば、反セム主義がキリスト教の伝統と深く係るとしても、ユダヤ人の生命を奪うことはキリスト教倫理からの大きな逸脱になるからであるし、またこの問題に関する政治的、外交的配慮が働いたからでもある。ディッパの研究態度は実証的であり、論旨の展開と結論は無理がない。それだけに、第三帝国のユダヤ人をめぐる情況の過酷さが改めて認識される。そこで、この論文は、ドイツにおけるユダヤ人の歴史という観点からみても価値ある研究だと思われる。とすれば、抵抗運動のキリスト教的、保守主義的反セム主義とナチスの人種論的反セム主義との思想的、政治史的流れに今少し立ち入って欲しか

つたとも思う。ともかく、ドイツ抵抗運動さえ、ユダヤ人を「第二級の市民」とみなしていたことは間違いない。

ところで、私は多少ともドイツ抵抗運動に関心を寄せる者として、彼らのユダヤ人政策について、これまでまとまった研究が為されていないのが不思議でもあり、不満でもあつた。このテーマに対する研究者の関心の低さは、即ち抵抗運動のユダヤ人問題に対する関心の低さの現われでもあるうが、他方、抵抗運動さえ反セム主義的であつたという事実は、戦後の西ドイツ市民にとって喜ばしい事実ではなかつたためでもあるのではなからうか。今から二〇年前、七月二〇日事件二〇周年の頃は、ロートフェルス(Rothfels, H.)をはじめとして、ドイツ抵抗運動とナチスとの「違い」に重きを置く傾向が、まだ強かつた。それから、さらに二〇年が経過して、七月二〇日事件四〇周年の前夜には、ドイツ人によつてこのような論文が書かれた。ナチスとともにドイツ抵抗運動もまた、彼らにとつて一つの歴史現象となつたのだろうか。保守派の抵抗運動とナチスとの間には、内政から外交まで、政策的にある程度までは「違わない」部分が数多くみられることが、今日では明らかになってきている。ユダヤ人問題もまた、その例外ではないということを筆者は示したのである。